



愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成18年3月24日金曜日 第1745号外2

◇ 目 次 ◇

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則.....	1
愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部改正.....	1
愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....	2
愛媛県県立高等技術専門校運営規則の一部を改正する規則.....	2
愛媛県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則.....	5
愛媛県県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則.....	5

告 示

知事が定める地域等の指定の一部改正（3件）.....	5
----------------------------	---

人事委員会規則

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則.....	5
教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則.....	7

公安委員会規則

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則.....	9
愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則.....	9
愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則.....	10

規 則

○愛媛県規則第9号

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則（昭和28年愛媛県規則第62号）の一部を次のように改正する。

別表中「愛媛県地方障害者施策推進協議会委員」を「愛媛県地方障害者施策推進協議会委員 愛媛県障害者介護給付費等不服審査会委員」に改め、「愛媛県精神保健福祉審議会委員」を削る。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第10号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）の一部を次のように改正する。

第9条中「愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）」を「条例」に改め、同条を第11条とし、第8条の次に次の2条を加える。

（県税の収納の委託基準）

第9条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- （1）普通地方公共団体の公金又はこれに類する経費の取扱いについて実績を有すること。
- （2）委託する事務を適切かつ確実に遂行するに足りる事業規模を有し、かつ、経営状況が健全であること。
- （3）収納した現金を遅滞なく指定金融機関又は指定代理金融機関に払い込むことができ、かつ、収納の状況を正確に記録し、県の求めに応じ、必要な報告を行うことができること。

（知事が収納の事務を委託した者に納付することができる自動車税に係る徴収金）

第10条 愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号。以下「条例」という。）第6条第3項に規定する自動車税に係る徴収金で規則で定めるものは、自動車税に係る納税通知書により納付するもののうち、知事が定めるものとする。

第1号様式中「第1条」の下に「、第10条」を加え、同様式3（表）中

「						*印のある年度の 自動車税が未納です。	を
」							
「						*印のある年度の 自動車税が未納です。	に
」	車台番号						

改め、同様式3（裏）中

「・愛媛県、徳島県、香川県及び高知県の各県内に所在する郵便局」を

「・愛媛県、徳島県、香川県及び高知県の各県内に所在する郵便局」に

・県が収納の事務を委託した者」

改め、同様式3備考中「及び「収納代理金融機関」欄」を「「収納代理金融機関」欄及び「県が収納の事務を委託した者」欄」に、「及び取り扱う店舗」を「、取り扱う店舗及び県が収納の事務を委託した者」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第11号

愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年愛媛県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表5の項左欄中「別表17の項第8号」を「別表17の項第3号」に改める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

○愛媛県規則第12号

愛媛県県立高等技術専門校運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県県立高等技術専門校運営規則の一部を改正する規則

愛媛県県立高等技術専門校運営規則（昭和33年愛媛県規則第54号）の一部を次のように改正する。

第2条中「居住地所轄の公共職業安定所長を経て」を「校長の定めるところにより」に改め、同条第3号中「6月」を「3月」に改め、「撮影の年月日及び」を削る。

第9条を第17条とする。

第8条第2項を次のように改める。

2 条例第6条第2項の規定に基づく寄宿舎料の額は、光熱水費の実費を勘案して校長が定める。

第8条を第14条とし、同条の次に次の2条を加える。

（入校料、授業料、受講料及び寄宿舎料の納付の猶予）

第15条 知事は、特別の事情があると認める場合は、入校料、授業料、受講料及び寄宿舎料の納付を猶予することができる。

2 前項の規定による入校料、授業料、受講料及び寄宿舎料の納付の猶予の基準及び手続については、知事が定める。

（入校選考料等の減免）

第16条 休校期間中の授業料は、免除する。ただし、月の途中において休校し、又は復校する場合は、当該月分の授業料については、この限りでない。

2 知事は、災害その他やむを得ない事情により学費等の支弁が困難と認められる者に対しては、入校選考料については免除し、入校料については減免することができる。

3 知事は、災害その他やむを得ない事情により学費の支弁が困難と認められる者に対しては、授業料を減免することができる。この場合において、授業料の減免は、1年ごとに行う。

4 前2項の規定による入校選考料等の減免の基準及びその手続については、知事が定める。

第7条を第8条とし、同条の次に次の5条を加える。

（入校選考料等を徴収しない訓練科）

第9条 条例第4条第1項に規定する規則で定める訓練科は、第1条第2項の規定による普通課程の訓練科とする。

（入校選考料の納付時期）

第10条 入校選考料は、愛媛県収入証紙をもつて、入校願書を提出する際に納付しなければならない。

（入校料の納付時期）

第11条 入校料は、校長が指定する期日までに納付しなければならない。

（授業料の納付）

第12条 授業料は、年額の12分の1に相当する額を毎月15日まで（入校した月の授業料については、入校の日から15日以内）に納付しなければならない。ただし、校長は、特別の事情がある場合は、前納させることができる。

2 月の途中において、入校し、修了し、又は退校し、若しくは退校にされた場合であつても、当該月分の授業料は、納付しなければならない。

（受講料）

第13条 条例第5条第2項の規定に基づく受講料の額は、教材費等の実費を勘案して校長が定める。

2 受講料は、前納しなければならない。ただし、校長は、特別の理由があると認められるときは、後納させることができる。

第6条を第7条とする。

第5条の見出しを「（休校、復校又は退校）」に改め、同条中「中途において、」の下に「休校し、復校し、又は」を加え、「具して」を「付して」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「様式第3号」を「様式第4号」に改め、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（誓約書）

第4条 前条の規定により入校を許可された者は、校長が指定する期日までに、保証人と連署した誓約書（様式第3号）を校長に提出しなければならない。ただし、普通職業訓練の短期課程及び第1条第2項の規定による普通課程の訓練科に入校する者については、この限りでない。

2 校長は、前条の規定により入校を許可された者が、前項の手続をしないときは、当該入校の許可を取り消すことができる。

3 第1項の保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

4 第1項の保証人は、訓練生と連帯して債務を負担するものとする。

5 訓練生は、第1項の保証人に事故又は異動があつた場合は、速やかにその旨を校長に届け出なければならない。

別表愛媛県立新居浜高等技術専門校の部普通職業訓練短期

課程の項中 「 O A 経理科 40人 6月 」 を削り、同表愛

媛県立今治高等技術専門校の部普通職業訓練普通課程の項中

「 織物管理科 10人 1年 」 を

織物エンジニア科	20人	1年	に、「工業デザイン科」を
染織エンジニア科	20人	1年	

「ビジネスデザイン科」に改め、同部普通職業訓練短期課程の項中「

織機調整科	10人	1年	及び
-------	-----	----	----

染 色 科	20人	1年	を削り、同表愛媛県立松山
整 経 科	20人	6月	
〇A経理科	40人	6月	

高等技術専門校の部普通職業訓練短期課程の項中「40人」を「20人」に改める。

様式第1号中「入 校 願 書」を

愛媛県収入証紙 ちよう付欄 (消印をしないこと。)	入校願書	に改め、同様式注に次
---------------------------------	------	------------

のように加える。

- 5 入校選考料が必要となる訓練科への入校を希望する者は、入校願書に入校選考料として所定の額の愛媛県収入証紙をちよう付すること。

様式第3号中「第4条」を「第5条」に改め、同様式を様式第4号とする。

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第3号(第4条関係) 誓約書

誓 約 書

年 月 日

愛媛県立 高等技術専門校長 殿

私は、この度貴校に入校を許可されましたので、入校後においては諸規則を守り、
職業訓練に励み、人格の形成に努めることを誓います。

本 人 住 所

氏 名 ㊟

上記の者は、この度貴校に入校の許可を得ました。つきましては、この誓約を本人
に堅く守らせることはもちろん、本人の一身上に関する一切のことをお引き受けする
ことを誓います。

保 証 人 住 所

氏 名 ㊟

生年月日 年 月 日

本人との続柄

電話番号

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、誓約書、入校料、授業料及び寄宿舎料に係る部分は、平成19年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第13号

愛媛県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県屋外広告物条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第93号）の一部を次のように改正する。

第31条中「第48条第18号」を「第48条第1項第18号」に改める。

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

○愛媛県規則第14号

愛媛県県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県県営住宅管理条例施行規則（昭和35年愛媛県規則第19号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「第17条第4項ただし書」を「第17条第5項ただし書」に改める。

第11条の2第1項中「第17条第5項」を「第17条第6項」に改め、同条第2項及び第3項中「第17条第6項」を「第17条第7項」に改める。

第12条の5中「第17条第4項ただし書」を「第17条第5項ただし書」に、「第17条第5項」を「第17条第6項」に、「第17条第6項」を「第17条第7項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第453号

知事が定める地域等の指定（昭和39年12月愛媛県告示第111号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

1の表松山広域都市計画風致地区恵良風致地区の項及び松山広域都市計画風致地区国津風致地区の項を削る。

4の表鈍川温泉周辺の項所在地の欄中「越智郡玉川町大字鈍川」を「今治市玉川町鈍川」に改め、同項指定区域の欄中「越智郡玉川町道」を「今治市道」に改める。

8の表県道東予玉川線の項区域の欄中「玉川町道」を「今治市道」に改める。

9の表県道東予玉川線の項区域の欄中「越智郡玉川町道」を「今治市道」に改める。

○愛媛県告示第454号

知事が定める地域等の指定（昭和39年12月愛媛県告示第111号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

2の表県道船越平城線（西海有料道路）の項道路の名称の欄及び3の表県道船越平城線（西海有料道路）の項道路の名称の欄中「（西海有料道路）」を削る。

○愛媛県告示第455号

知事が定める地域等の指定（昭和39年12月愛媛県告示第111号）の一部を次のように改正し、平成18年7月1日から施行する。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

2の表一般国道197号の項、大洲市道富士山線の項及び富士山公園園路の項を削る。

3の表一般国道197号の項及び一般国道197号大洲市道富士山線富士山公園園路の項を削り、同表注2中「松山市」の下に「及び大洲市」を加える。

4の表肱川周辺の項を削る。

8の表注2及び9の表注2中「松山市」の下に「及び大洲市」を加える。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7-1027

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則を次のように定める。

平成18年3月24日

愛媛県人事委員会

委員長 稲瀬道和

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第88号）附則第7項から第9項までの規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 平成17年改正条例 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をいう。
- (2) 初任給規則 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-43）をいう。
- (3) 改正前の初任給規則 職員の初任給、昇格、昇給等に

関する規則の一部を改正する規則（愛媛県人事委員会規則7-1022）による改正前の初任給規則をいう。

- (4) 切替日 平成18年4月1日をいう。
- (5) 初任給基準異動 給料表の適用を異にしない初任給規則別表第23から別表第31までに定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- (6) 基準級 切替日の前日においてその者が属していた職務の級（平成17年改正条例附則第2項の規定により切替日における職務の級を定められた職員にあっては、切替日の前日においてその者が属していた職務の級に対応する平成17年改正条例附則別表第1の新級欄に掲げる職務の級）をいう。
- (7) 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (8) 休職等期間 次に掲げる期間をいう。
- ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項又は職員の分限に関する条例（昭和26年愛媛県条例第43号）第2条の規定により休職にされていた期間
- イ 法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間
- ウ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしていた期間
- エ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年愛媛県条例第4号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間
- オ 大学院修学休業（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をいう。）をしていた期間
- カ 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年愛媛県条例第47号。以下「公益法人等派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣されていた期間
- キ 病気休暇（職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号。以下「職員勤務時間等条例」という。）第3条第2項又は教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第31号。以下「教育職員勤務時間等条例」という。）第4条第2項に規定する有給休暇のうち負傷又は疾病に係る休暇をいう。）又は無給休暇（職員勤務時間等条例第3条第3項又は教育職員勤務時間等条例第4条第3項に規定する休暇をいう。）の許可を受けていた期間
- (9) 復職時調整 初任給規則第36条の2、職員の育児休業等に関する条例（平成4年愛媛県条例第2号）第6条又は公益法人等派遣条例第6条若しくは第16条の規定による号給の調整をいう。
- (10) 再任用職員異動 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員について行う職員勤務時間等条例第11条第1項の規定又は教育職員勤務時間等条例第11条第1項の規定により定められた1週間当た

りの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。

- (11) 人事交流等職員 切替日以降に、給料表の適用を受けない県職員、他の地方公共団体の職員、国家公務員、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫に勤務する者その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者をいう。
- （平成17年改正条例附則第7項の人事委員会規則で定める職員）

第3条 平成17年改正条例附則第7項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 切替日以降に初任給基準異動をした職員
- (2) 切替日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした職員
- (3) 切替日前に休職等期間がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの
- (4) 切替日以降に再任用職員異動をした職員
- (5) 切替日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員

（平成17年改正条例附則第8項の規定による給料の支給）

第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成17年改正条例附則第8項の規定による給料として支給する。

- (1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第5号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に当該異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）に改正前の初任給規則第24条及び第25条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (2) 基準級より下位の職務の級に降格をした場合（第5号に掲げる場合を除く。）切替日の前日において当該降格後の職務の級（当該職務の級が平成17年改正条例附則別表第1の新級欄に掲げられているものである場合にあっては、当該職務の級に対応する同表の旧級欄に掲げる職務の級（同欄に2の職務の級が掲げられているときは、そのうち上位の職務の級））に降格をしたものとした場合（切替日以降に基準級より下位の職務の級への降格を2回以上した場合にあっては、切替日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合）に、改正前の初任給規則第23条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第5号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正

前の初任給規則第36条の2、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年愛媛県条例第5号）による改正前の職員の育児休業等に関する条例第6条又は平成17年改正条例第7条の規定による改正前の公益法人等派遣条例第6条若しくは第16条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額

- (4) 再任用職員異動をした場合 平成17年改正条例第1条による改正前の職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）別表第1から別表第5までの給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額又は平成17年改正条例第2条による改正前の教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号）別表第1及び別表第2の給料表の再任用教育職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額（当該再任用職員異動後に法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員については、当該額に、職員勤務時間等条例第11条第1項の規定又は教育職員勤務時間等条例第11条第1項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た額）
 - (5) 人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合
あらかじめ人事委員会の承認を得て定める額
- 2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員であって、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成17年改正条例附則第8項の規定による給料として支給する。

（平成17年改正条例附則第9項の規定による給料の支給）

第5条 人事交流等職員（当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（人事委員会の定める職員にあっては、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める額）に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成17年改正条例附則第9項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員であって、当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる平成17年改正条例附則第8項の規定による給料の額に相当する額を、平成17年改正条例附則第9項の規定による給料として支給する。

（この規則により難しい場合の措置）

第6条 平成17年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1028

教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月24日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給料の調整額に関する規則（愛媛県人事委員会 規則7 - 562）の一部を次のように改正する。

本則を第1条とし、同条の次に次の1条を加える。

第2条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第88号）附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員に関する前条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第88号）附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」とする。

別表を次のように改める。

別表（第1条関係）

1 中学校・小学校教育職員給料表

職務の級	給 料 の 調 整 額 の 額
1 級	16,800円。ただし、1号給13,230円、2号給13,364円、3号給13,500円、4号給13,634円、5号給13,778円、6号給13,940円、7号給14,102円、8号給14,264円、9号給14,426円、10号給14,606円、11号給14,786円、12号給14,966円、13号給15,138円、14号給15,336円、15号給15,534円、16号給15,732円、17号給15,938円、18号給16,164円、19号給16,388円、20号給16,614円
2 級	21,800円。ただし、1号給14,616円、2号給14,804円、3号給14,994円、4号給15,182円、5号給15,362円、6号給15,560円、7号給15,758円、8号給15,956円、9号給16,164円、10号給16,406円、11号給16,650円

	円、12号給16,892円、13号給17,144円、14号給17,298円、15号給17,450円、16号給17,604円、17号給17,766円、18号給17,918円、19号給18,072円、20号給18,224円、21号給18,386円、22号給18,558円、23号給18,728円、24号給18,900円、25号給19,052円、26号給19,232円、27号給19,412円、28号給19,592円、29号給19,764円、30号給20,006円、31号給20,250円、32号給20,492円、33号給20,744円、34号給21,006円、35号給21,266円、36号給21,528円、37号給21,780円
3級	23,200円（条例別表第1の備考に定める職員にあつては、23,600円）
4級	25,600円

2 高等学校等教育職員給料表

職務の級	給 料 の 調 整 額 の 額
1級	18,000円。ただし、1号給13,230円、2号給13,364円、3号給13,500円、4号給13,634円、5号給13,778円、6号給13,940円、7号給14,102円、8号給14,264円、9号給14,426円、10号給14,606円、11号給14,786円、12号給14,966円、13号給15,138円、14号給15,336円、15号給15,534円、16号給15,732円、17号給15,938円、18号給16,164円、19号給16,388円、20号給16,614円、21号給16,838円、22号給16,992円、23号給17,144円、24号給17,298円、25号給17,432円、26号給17,586円、27号給17,738円、28号給17,892円
2級	22,200円。ただし、1号給17,144円、2号給17,298円、3号給17,450円、4号給17,604円、5号給17,766円、6号給17,918円、7号給18,072円、8号給18,224円、9号給18,386円、10号給18,558円、11号給18,728円、12号給18,900円、13号給19,052円、14号給19,232円、15号給19,412円、16号給19,592円、17号給19,764円、18号給20,006円、19号給20,250円、20号給20,492円、21号給20,744円、22号給21,006円、23号給21,266円、24号給21,528円、25号給21,780円、26号給22,040円
3級	24,000円（条例別表第2の備考に定める職員にあつては、24,400円）
4級	26,400円

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号。以下「条例」という。）第8条の規定により、給料の調整を行う職を占める職員（次項において「給料の調整額適用職員」という。）のうち、その者に係る給料の調整額の額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、改正後の教育職員の給料の調整額に関する規則第1条の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める教育職員にあつては、その額に教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第31号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する再任用短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員以外の教育職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）を給料の調整額として支給する。

- (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
 (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
 (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
 (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25

- 3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日から引き続き給料の調整額適用職員（第3号に該当する職員を除く。）である職員 同日にその者に適用されていた給料の調整額の額（教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（愛媛県人事委員会規則7-889。以下「平成7年改正規則」という。）附則第2項から第4項までの規定の適用を受ける者については、その者がこれらの規定の適用を受けないものとして算定した給料の調整額の額）
 (2) 施行日以後に新たに給料の調整額適用職員となった職員（次号に該当する職員及び施行日以後に新たに給料表の適用を

受けることとなった職員を除く。) 施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員になったとした場合に職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年愛媛県条例第88号)第2条の規定による改正前の条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎として改正前の教育職員の給料の調整額に関する規則(次号において「改正前の規則」という。)を適用したとしたならばその者に適用されることとなる給料の調整額の額(平成7年改正規則附則第3項又は第4項の規定の適用を受ける者については、その者がこれらの規定の適用を受けないものとして算定した給料の調整額の額)

- (3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった職員(施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。) 施行日の前日に当該場合に該当することとなったとした場合(次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職員となった者にあつては、施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員となり、同日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合)に同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎として改正前の規則を適用したとしたならばその者に適用されることとなる給料の調整額の額(平成7年改正規則附則第3項又は第4項の規定の適用を受ける者については、その者がこれらの規定の適用を受けないものとして算定した給料の調整額の額)。ただし、施行日以後に職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-1027)第4条第1項第5号に掲げる場合に該当することとなった職員にあつては、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める額

ア 給料表の適用を異にする異動をした場合

イ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則第4条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員

- (4) 施行日以後に、給料表の適用を受けない県職員、他の地方公共団体の職員、国家公務員、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫に勤務する者その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により新たに給料表の適用を受けることとなった職員 当該職員が施行日の前日に給料表の適用を受ける職員であったものとみなして前2号の規定を適用した場合に同日にその者に適用されることとなる給料の調整額の額(平成7年改正規則附則第4項の規定の適用を受ける者については、その者が当該規定の適用を受けないものとして算定した給料の調整額の額)

4 前2項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第4号

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月24日

愛媛県公安委員会委員長 吉村典子

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則

愛媛県警察組織規則(平成17年愛媛県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「、主査」を削り、同条第3項中「及び主査」を削る。

第23条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 個人情報の保護に関すること。

第39条第3号を削る。

第51条第1号中「及び大洲道路」を「、大洲道路及び西瀬戸自動車道」に改める。

第53条第3号及び第4号中「警備課」の下に「及び国際対策室」を加え、同号中「収集整理」を「収集、整理」に改める。

第57条第2項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 外国人に係る警備犯罪の取締りに関すること。
(3) 外国人に係る警備情報の収集、整理その他警備情報に関すること。

第74条第2項中「第40条第1号」の下に「及び第3号(暴

力団犯罪に関するものに限る。)」を加える。

第80条第3項前段中「署所在地」の下に「又は警察官連絡所」を加える。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第51条第1号の改正規定は、西瀬戸自動車道の生口島北インターチェンジから生口島南インターチェンジまでの間及び大島北インターチェンジから大島南インターチェンジまでの間が供用開始される日から施行する。

○愛媛県公安委員会規則第5号

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月24日

愛媛県公安委員会委員長 吉村典子

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則(昭和45年愛媛県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中「及び検問所」を「、検問所及び警察官連絡所」に改める。

別表第1の(3)の表三本松交番の項所管区の欄中「(横黒西、横黒下、御舟町)」を削り、「都町」の下に「、局、新堀上」を加え、「樋之口」の下に「、玉津(市塚)、ひうち」を加え、同表築港駐在所の項を削る。

別表第1の(4)の表中川駐在所の項所管区の欄中「丹原町湯

谷口」の下に「、丹原町白坂、丹原町楠窪、丹原町鞍瀬、丹原町千原、丹原町明河、小松町石鎚（字戸石）」を加え、同表鞍瀬駐在所の項を削る。

別表第1の(8)の表水上交番の項を削り、同表みつ交番の項所管区の欄中「のうち」の下に「三津一～三丁目、三津ふ頭、梅田町、須賀町、松江町、若葉町、海岸通、」を加える。

別表第1の(12)の表長浜交番の項所管区の欄中「長浜町拓海」の下に「、白滝、戒川、柴」を加え、同表白滝駐在所の項を削る。

別表第1の(13)の表水上交番の項位置の欄中「八幡浜市字沖新田」を「八幡浜市沖新田」に改め、同項所管区の欄中「字沖新田」を「沖新田」に改め、「大平1～16」の下に「、高城1～5、中浦1～5、大内浦1～5、杖之浦1～4、勘定1～5」を加え、同表白浜駐在所の項を削り、同表駅前交番の項同欄中「字檜谷1～3」を「檜谷1～3」に改め、同表千丈駐在所の項同欄中「字鳴滝1・2」を「鳴滝1・2」に改める。

別表第1の(15)の表清満駐在所の項所管区の欄中「津島町山財」の下に「、津島町御内、津島町横川、津島町下畑地（上横）」を加え、同表御横駐在所の項を削り、同表遊子駐在所の項同欄中「遊子」の下に「、蔦淵」を加え、同表蔦淵駐在所の項を削り、同表日振島駐在所の項同欄中「日振島」の下に「、戸島」を加える。

別表第1の(16)の表深浦駐在所の項所管区の欄中「古月」の下に「、久良」を加え、同表久良駐在所の項を削る。

別表第2中「及び検問所」を「、検問所及び警察官連絡所」に改め、同表松山空港警備派出所の項の次に次のように加える。

水上警備派出所	松山市三津一丁目
---------	----------

別表第2西予警察署江良検問所の項の次に次のように加える。

八幡浜警察署白浜警察官連絡所	八幡浜市向灘
----------------	--------

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

○愛媛県公安委員会規則第6号

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月24日

愛媛県公安委員会委員長 吉 村 典 子

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則

愛媛県道路交通規則（愛媛県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条の2中「及び大洲道路」を「、大洲道路及び西瀬戸自動車道」に改める。

第13条第4項各号列記以外の部分中「安全運転管理者等」の下に「の選任」を加え、同項第2号から第4号までを次のように改める。

(2) 自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）第29条第1項第4号の書面で、安全運転管理者等の運転記

録の証明に関する事項を記載したもの（運転免許を受けた安全運転管理者等に限る。）

(3) 安全運転管理実務経歴証明書（別記様式第13号）又は資格認定書（別記様式第14号）の写し（安全運転管理者に限る。）

(4) 運転免許証の写し、安全運転管理実務経歴証明書又は資格認定書の写し（副安全運転管理者に限る。）

第13条第4項第5号を削り、同条に次の1項を加える。
5 第1項の届出に係る安全運転管理者が、施行規則第9条の9第1項第2号の教習（以下「教習」という。）を修了した者である場合は、教習修了証書（別記様式第15号）の写しをその選任の届出書に添付しなければならない。

第14条第1項中「それぞれ別記様式第15号の安全運転管理者証又は別記様式第15号の2の副安全運転管理者証」を「安全運転管理者証（別記様式第16号）又は副安全運転管理者証（別記様式第17号）」に改め、同条第2項中「別記様式第15号及び別記様式第15号の2」を「安全運転管理者証及び副安全運転管理者証」に改める。

第15条第1項中「により公安委員会が行う自動車の運転の管理に関する能力に係る認定（以下「認定」という。）」を「による認定」に、「別記様式第16号」を「別記様式第18号」に改め、同条第2項中「前項の」を削り、「者又は」の下に「前項の」を加え、「別記様式第17号の」及び「別記様式第18号の」を削る。

第19条に次の1号を加える。

(9) 道路においてロボットの移動を伴う実証実験をすること。

別記様式第12号から別記様式第15号までを次のように改める。

別記様式第12号（第13条関係）

警察本部整理番号		コード番号		警察署名		警察署整理番号													
安全運転管理者に関する届出書																			
愛媛県公安委員会 殿						年 月 日													
法人の名称及び代表者の氏名																			
所在地		〒 - 電話 () -																	
届出の理由		1 安全運転管理者の選任 3 安全運転管理者の解任		2 安全運転管理者の交替 4 届出事項中 () の変更															
①選任年月日		年 月 日		⑧ 使用の本拠 所在地 名 称 業 種 別		〒 -													
②安全運転管理者氏名		(ふりがな)				(ふりがな)													
③資格要件		生年月日 年 月 日 (歳)				業 種 別													
		運転の管理経験		1 官 公 署 2 公社・公団 3 農 業 4 林 業 5 漁 業 6 鉱 業 7 建 設 業 8 製 造 業 9 卸・小売業 10 不 動 産 業 11 金融保険業 12 運 輸 業 13 電気・ガス業 14 通 信 業 15 サービス業 16 そ の 他															
④職務上の地位				⑨ 自動 車 台 数		乗 用		貨 物		特 殊		二 輪							
⑤ 運転免許を受けている場合		免許の種類				大 型		普 通		軽		大 型		小 型		計			
		免許年月日				大 型		普 通		軽		大 型		小 型					
		免許番号				大 型		普 通		軽		大 型		小 型					
		交付年月日		大 型		普 通		軽		大 型		小 型							
		交付公安委員会		大 型		普 通		軽		大 型		小 型							
⑥勤務形態		勤務 日勤 隔日 その他 ()		⑩ 運 転 者 数		免 許 種 別		大 型		普 通		大 特		自 二		小 特		計	
		副安全運転管理者の有無 有 () 人 無				一 種		二 種		一 種		二 種		大 型		普 通			
						一 種		二 種		一 種		二 種		大 型		普 通			
⑦ 運 転 の 管 理 に 関 する 実 務 経 験		期 間		部 署		職 名		専 従		予 備									
								⑪ 前 任 者		解任年月日 年 月 日		氏 名		解任事由		1 死亡 2 退職 3 転任 4 解任命令 5 その他 ()			
								⑫ 管 理 者 設 置 事 業 所 と な っ た 年 月 日		年 月 日									
備 考																			

- 注1 印の欄は、記入しないこと。
 2 「法人の名称及び代表者の氏名」欄は、届出者が個人の場合にあっては、氏名を記入すること。
 3 「所在地」欄は、届出者が個人の場合にあっては、住所を記入すること。
 4 「⑨自動車台数」欄の二輪の台数は、二輪車（原付を除く。）の台数に0.5を乗じて得た数を記入すること。
 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第12号の2 (第13条関係)

警察本部整理番号		コード番号		警察署名		警察署整理番号											
副安全運転管理者に関する届出書																	
愛媛県公安委員会 殿						年 月 日											
法人の名称及び代表者の氏名																	
所在地		〒 - 電話 () -															
届出の理由		1 副安全運転管理者の選任 3 副安全運転管理者の解任		2 副安全運転管理者の交替 4 届出事項中 () の変更													
①選任年月日		年 月 日		所在地		〒 -											
②副安全運転管理者氏名		(ふりがな)				名		(ふりがな)									
③資格要件		生年月日 年 月 日 (歳)						業種別		1官公署 2公社・公団 3農 業 4林 業 5漁 業 6鉱 業 7建 設 業 8製 造 業 9卸・小売業 10不 動 産 業 11金融保険業 12運 輸 業 13電気・ガス業 14通 信 業 15サービ業 16そ の 他							
		運転の管理経験		⑧使用の本拠													
		1 運転管理 1年以上	2 運転経験 3年以上			3 公安委員会 の認定											
④職務上の地位																	
⑤運転免許を受けている場合		免許の種類		⑨自動車台数		乗 用		貨 物		特 殊		二 輪		計			
		免許年月日				大 型	普 通	軽	大 型	普 通	軽	大 型	小 型		大 型	普 通	
		免許番号															
		交付年月日															
⑥勤務形態等		勤務 日勤 隔日 その他 ()		⑩運転者数		免 許 種 別		大 型		普 通		大 特		自 二		小 特 計	
		補助者の有無 有 (人) 無				一 種	二 種	一 種	二 種	一 種	二 種	大 型	普 通				
		安全運転管理者氏名															
⑦運転の管理に関する実務経験		期 間		部 署		職 名		⑪前任者		解任年月日		年 月 日					
										氏 名							
										解任事由		1 死亡 2 退職 3 転任 4 解任命令 5 その他 ()					
										⑫副安全運転管理者 設置事業所となった年月日		年 月 日					
備 考																	

- 注1 印の欄は、記入しないこと。
- 2 「法人の名称及び代表者の氏名」欄は、届出者が個人の場合にあっては、氏名を記入すること。
- 3 「所在地」欄は、届出者が個人の場合にあっては、住所を記入すること。
- 4 「⑨自動車台数」欄の二輪の台数は、二輪車（原付を除く。）の台数に0.5を乗じて得た数を記入すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第13号（第13条関係）

安全運転管理実務経歴証明書

氏名

生年月日

年 月 日生（ 歳）

職務上の
地位

上記の者は、

年 月 日から 年 月 日までの間

当 において、自動車の安全

運転管理の業務に従事していたことを証明します。

年 月 日

証明者（法人の名称及び代表者の氏名）

印

- 注1 記名押印に替えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第14号（第13条関係）

第 号

安全運転管理者 資格認定書
副安全運転管理者

殿

あなたは、道路交通法施行規則 第9条の9第1項第2号 に定める
第9条の9第2項第2号
自動車の運転管理に関し 安全運転管理者 としての資格を有する
副安全運転管理者
ものであることを認定します。

年 月 日

愛媛県公安委員会 印

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第15号（第13条関係）

第 号

教 習 修 了 証 書

殿

あなたは、道路交通法施行規則第9条の9第1項第2号に基づく所定の
教習を修了したことを証します。

年 月 日

愛媛県公安委員会



注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第15号の2を削り、別記様式第16号から別記様式第18号までを次のように改める。

別記様式第16号（第14条関係）

第 号

安 全 運 転 管 理 者 証

氏 名

道路交通法第74条の2の規定による安全運転管理者であることを証する。

年 月 日

愛媛県公安委員会



別記様式第17号（第14条関係）

第 号

副 安 全 運 転 管 理 者 証

氏 名

道路交通法第74条の2の規定による副安全運転管理者であることを証する。

年 月 日

愛媛県公安委員会



別記様式第18号（第15条関係）

安全運転管理者教習・認定
副安全運転管理者認定 申請書

年 月 日

愛媛県公安委員会 殿

申請者氏名 印

教習又は認定を受けようとする者の氏名及び年齢		ふりがな			
		年 月 日生（ 歳 ）			
住 所					
勤務先	氏 名				
	所在地				
教習若しくは認定を受けようとする者の運転管理又は運転経験等	職務上の地位			職務内容	
	勤務形態	1 日勤 2 隔日 3 その他（ ）		運転管理 年	運転経験 年
勤務 経 歴	勤務期間	勤務部署	職務上の地位	職務内容	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第3条の2の改正規定は、西瀬戸自動車道の生口島北インターチェンジから生口島南インターチェンジまでの間及び大島北インターチェンジから大島南インターチェンジまでの間が供用開始される日から施行する。